

## 作付調査に係るドローン空撮及びA I 作物判別業務委託実施要領

### 1 業務の目的

本業務は、水田及び畑に作付された作物をドローンにより空撮し、その画像を使ってA Iで作物の種類判別を行い、水田に関しては、農業者から提出された営農計画書に記載された作物と突合・確認することにより、水田活用の直接支払交付金事務の効率化を図ること及び畑に関しては、作付調査の省力化を図ることを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 名称

作付調査に係るドローン空撮及びA I 作物判別委託業務

#### (2) 内容

- ①ドローンによる水田及び畑の空撮
- ②システムでのデータ可視化
- ③A I解析とデータ出力

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

#### (4) 提案上限額

6,600,000円（消費税及び地方消費税相当額600,000円）

### 3 プロポーザル方式を採用する理由

ドローンやA Iなどの先端技術を活用した現地調査について、先進性、業務遂行能力、行政効率化等の実現可能性等を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

### 4 業務スケジュール

内 容	日 程
選定委員会発足（審査方法、評価項目及び評価視点の決定）	令和4年5月17日（火）
公告日	令和4年5月20日（金）
参加表明書の受付期間	令和4年5月20日（金）から 令和4年6月7日（火）まで
質疑の受付期間	令和4年5月20日（金）から 令和4年5月31日（火）まで
質疑への回答	令和4年6月2日（木）まで随時
参加資格要件の審査通知	令和4年6月9日（木）
技術提案書の受付期間	令和4年6月10日（金）から 令和4年6月22日（水）まで
技術提案書に関する質問の受付期間	令和4年6月10日（金）から 令和4年6月16日（木）まで

質問への回答	令和4年6月17日（金）まで随時
プレゼンテーション等の実施	令和4年7月1日（金）
プレゼンテーション等による優先交渉者の選定・通知	令和4年7月7日（木）
契約締結日	令和4年7月中旬

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

## 5 指名型か公募型かの別 公募型

## 6 応募資格要件

提案に参加する者は、次の掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成30年度以降に、国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務又は実証実験の実績を有する者であること。

## 7 技術提案書の作成要領

### (1) 作成要領

別紙1「仕様書」及び別紙2「技術提案書の作成要領」参照

### (2) 内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和4年6月10日（金）から6月16日（木）まで

イ 受付方法：質問書（様式第2号）を電子メールで提出すること。

ウ 提出先：「12 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法：令和4年6月17日（金）までに、参加資格要件を満たした全ての事業者にもメールで送付する。

## 8 提出書類等

### (1) 参加表明書

#### ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第3号）

(イ) 事業者概要（任意様式）

(ウ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

(エ) a 法人の場合

役員等名簿（入札参加事業者等確認書）兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則第1号）及び誓約書（同規則様式第6号）

b 個人の場合

誓約書兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第2号）

(オ) 印鑑証明書

(カ) 決算報告書（直近1年分）

(キ) 納税証明書（直近1年分）

a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）

b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※(ウ)から(キ)までについては、本市の競争入札参加資格事業者名簿に登載されている場合は省略できる。

#### イ 提出期間

公告日から令和4年6月7日（火）まで

#### ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く日（以下「平日」という。）とします。

#### エ 提出方法

持参又は簡易郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

#### オ 提出部数

1部

#### カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和4年6月9日（木）までに通知する。

#### キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利

益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式第4号）

(イ) 提出期限

令和4年6月22日（水）まで

(ウ) 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

(エ) 提出方法

持参又は簡易郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

(ア) 技術提案書等提出書（様式第1号）

(イ) 会社概要（様式第6号）

(ウ) 業務実績（様式第7号）

(エ) 業務実施体制（任意様式）

(オ) 技術提案書（様式任意）

(カ) 見積書（様式任意）

イ 提出期間

令和4年6月10日（金）から令和4年6月22日（水）まで

ウ 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

エ 提出方法

持参又は簡易郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本1部、副本5部（副本は複写でも可とします。）

## 9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、都城市作付調査に係るドローン空撮及びAI作物判別業務委託事業者選定委員会を設置する。委員は、庁内の関係課長等5人（農産園芸課長、農産園芸課副課長、農産園芸課農産担当主幹、デジタル統括課長及びデジタル統括課デジタルトランスフォーメーション担当主幹）で組織する。

(2) 審査方法

ア 1次審査（書類審査）

提出された技術提案書を、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、

高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

第1次審査により選考された者が、次に掲げるとおり、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて再度審査を行い、優先交渉者を選考する。

(ア) 日程

令和4年7月1日（金）（日程については別途連絡する。）

(イ) 出席者

1者2名以内

(ウ) 実施時間

1者45分以内（器機のセッティング・撤去に係る時間を含む。）

質疑15分以内

(エ) 貸出物品

机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第5号審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を提案の際に特定し、当市に説明すること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託の内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払は、後払いとする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

## 11 その他

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。
  - ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合 ※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等による都道府県間の移動自粛などのため、参加できない場合を除く。
  - イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合
  - ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
  - エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合
- (2) プレゼンテーション審査については、昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる社会情勢に鑑み、Zoom等のWeb会議システムを活用したオンラインプレゼンテーションも可とする。その場合、参加者は、事前に「12 応募・問合せ先」に連絡し、十分な協議及び調整を行うこと。
- (3) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- (5) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）に基づき対応する。
- (7) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- (9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (10) 参加事業者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

## 12 応募・問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

都城市 農政部 農産園芸課 農産担当

電話 0986-23-3154（直通）

E-Mail nousan-engei@city.miyakonojo.miyazaki.jp